

基山町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

基山町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 基山町地域

(1) 現況

基山町地域は、福岡県境にある脊振山系の中山間地域から、筑後川西側の平坦部にわたる地域で、福岡市や久留米市等の都市に近く、工業団地や商業地も発達していることから、他地域に比べて兼業農家が多く、集落では農家以外との混住化も進んでいる。

平坦地では、兼業農家が米、麦、大豆の生産を行っている場合が多く、専業農家では、これらとアスパラガスやトマト、イチゴなどの施設園芸を組み合わせた複合経営が行われており、中山間地域では、一部で茶生産が行われているものの、多くは小規模な水田で米が生産されている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組の維持・拡大が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、基山町地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理及び環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	基山町区域	法第3条第3項第1号、同項第2号及び第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等と連携しながら、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織を構築し、農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

また、法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の確保に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

基山町大字園部地区、基山町大字宮浦地区、基山町大字小倉地区

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1／20以上、畑については15度以上、勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、田1／100以上1／20未満、畑、草地及び採草牧草地で8度以上15度未満であり、次のいずれかを満たす場合には交付金の対象とする。

a 急傾斜農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地

急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。

b 急傾斜農用地と営農上の一体性のある緩傾斜農用地

急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。

なお、「営農上の一体性を有する」とは、一団の農用地を構成するすべての団地が、以下のいずれかの条件を満たす場合に限る。

(a) 団地間で耕作者、受託者等が重複し、かつ、そのすべての耕作者、受託者等による共同作業（実施要領の運用第7の2の(3)のア及びイの作業（乾燥・調整を除く）のうち、1種類以上を共同で行うことをいう。）が行われる場合

(b) 同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合

(c) 団地間に水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合

c 高齢化の進行により耕作放棄地が進んでいる緩傾斜農用地

緩傾斜農用地を含む集落協定に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑10%

以上)

d 急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和11年度までに既耕作放棄地を復旧することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 自然災害を受けている農用地については、令和11年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

ウ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

エ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

オ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

- ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的にに取り組む事項について記載する。なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。
- イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあつては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ネットワーク化活動計画の作成

ネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。以下同じ。）や複数の集落協定間での統合、集落協定への多様な組織等の参画に向けて、協定参加者で話し合いを重ね、農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために作成することとする。

ネットワーク化活動計画の作成に当たっては、以下の（ア）から（ウ）までの取組のうち一つ以上について、取り組む事項を記載するものとする。なお、（ア）及び（イ）については、同一の地域計画の区域内の他の集落協定とネットワーク化又は統合検討することを基本とし、ネットワーク化又は統合に参加する集落協定の協定農用地の合計面積が10ha以上となることとする。（ウ）については、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が集落協定に定められた活動に参画するものとする。

また、作成したネットワーク化活動計画は、基山町長に提出するものとする。

取 組	記載する事項
（ア）ネットワーク化	（新たにネットワーク化を行う集落協定又は既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定） 参加する集落協定、解決しようとする課題、連携して実施する活動、連携方法、ネットワーク化の工程、統合の予定

(イ) 統合	(新たに統合を行う集落協定) 参加する集落協定、解決しようとする課題、体制を強化したい活動、統合の工程
	(既に10ha以上となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定) 役員の継承計画、体制の維持・向上に向けた活動
(ウ) 多様な組織等の参画	参画する多様な組織等、解決しようとする課題、連携して実施する活動

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。基山町農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が佐賀県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは次のとおりである。
 - ア 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している経営体
 - イ 基山町の平均経営規模以上の経営体
 - ウ 農業所得が百万以上の経営体

4 その他必要な事項

上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。